



令和3年2月12日

「全乳協 福祉ビジョン2020 ～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～」

全国乳児福祉協議会 「乳児院における養育の質の向上と支援の充実」を 実現するための行動方針

全国乳児福祉協議会（全乳協）は、2019年9月に「乳児院の今後のあり方検討委員会」の報告書として、『乳幼児総合支援センター』をめざしてを提言している。本報告書では、全乳協が長く取り組みの重点方針としてきた「乳児院における養育の質の向上と支援の充実」を再確認し、乳児院の高機能化・多機能化の具体的な姿など今後のあり方を示した。児童福祉法の理念である児童が適切な養育を受ける権利の保障とともに、このセンター構想とさらなる機能強化を実現するため、「全乳協 福祉ビジョン2020 ～ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして～」に基づき全乳協の行動方針を策定し、下記の事項について組織的な取り組みを図る。

さらに、「ウィズコロナ」にあって、また今後の「アフターコロナ」を見据えて、乳幼児と保護者の育児不安や課題、虐待やDV、経済的な困窮などが広がるなか、子育て家庭の生活課題の解決のために、この行動方針を踏まえ、乳児院職員一人ひとりがエッセンシャルワーカーとして「寄り添い型のきめ細やかな福祉支援」の役割を果たしていくこととする。

1. 多様な機関・組織と重層的に連携・協働を深める

- 乳児院の高機能化や多機能化をすすめ、アタッチメント形成と家庭養育支援のためのファミリーソーシャルワークを軸に、子どもの育ちを重層的に支えつないでいく観点から、以下の関係機関・組織等と具体的な連携・協働を展開していく。

- ◆ 児童相談所
- ◆ 市町村福祉課
- ◆ 社会的養護関係施設（児童養護施設、母子生活支援施設、児童家庭支援センター等）
- ◆ 里親・ファミリーホーム
- ◆ 病院
- ◆ 子育て世代包括支援センター
- ◆ 社会福祉協議会
- ◆ 保健センター（市町村保健所）
- ◆ 保育所・幼保連携型認定こども園
- ◆ 療育支援センター
- ◆ 子ども家庭総合支援拠点
- ◆ 民生委員・児童委員



2. 多様な実践を増進する

- 地域共生社会の実現に向け、従来の入所による養育の充実はもとより、家庭復帰した乳幼児と保護者のニーズの変化や親子関係構築支援の課題に対応した施設の高機能化や多機能化、さらには一時保護・緊急一時保護、産後ケア、アフターケアなどの取り組みをすすめる。
- 里親と子どもへの包括的なソーシャルワークをすすめる。
- 地域社会における支援を必要としている子ども、子育て家庭に対し、乳児院等施設のハードや人的資源をもって子育て相談支援、子ども家庭総合支援拠点づくり、学習支援、子ども食堂など、家庭養育を支える公益的な支援活動を展開する。

3. 人材の確保・育成・定着を図る

- 乳児院の高機能化や多機能化を実現していくため、乳児院における養育の質の向上に加え、他機関と連携・協働を深めるためのソーシャルワーカーの確保・育成・定着を図る。
- 病虚弱児、障害児をはじめとしたケアニーズが高い子どもへの対応のために、医療・看護・療育・保育・心理等の専門職の確保・育成・定着を図る。
- 職員が働きやすく、働き続けられる職場づくりのために、従来の措置制度に加え、市町村の多様なニーズに応えられる制度・施策の充実を提言し、人材の定着を図る。

4. 養育・支援の質の向上を図る

- 乳児院の養育は人が人にかかわる人的支援であり、権利擁護の観点から、常に一人ひとりの子どもにとって適切な養育の実践となっているか、その検証と振り返りをすすめる。
- 乳児院の取り組みの質と効率性の向上を図るため、取り組み内容を評価し、包括的に乳幼児と保護者等をアセスメントする「センター拠点機能」を充実させる。
- 乳児院の機能と役割を広く理解してもらい、「ともに生きる豊かな地域社会」を実現するため、「寄り添い型のきめ細やかな福祉支援」の充実を図る。
- 乳児院における養育実践や保護者支援の手段の多様化と質の向上を図るために、ICTを活用する。



5. 組織の基盤を強化する

- 2020年度から取り組みがすすめられる「都道府県社会的養育推進計画」において、社会的養護施設に高機能化・多機能化や小規模化が求められていることを踏まえ、組織の基盤強化のため「乳幼児総合支援センター」の実現に取り組む。
- 乳児院で実践している職員一人ひとりが孤立した閉鎖的な養育環境に陥らないように、乳児院組織の基盤を強固にしていけるよう政策提言し、職員配置基準の改善等の実現を図る。
- 要保護児童等の予防的支援機能を重視し、地域子育て支援において、地域から必要とされる乳児院組織としての実践を強化する。

6. 国・都道府県・市町村とのパートナーシップを強める

- 「ともに生きる豊かな地域社会」の実現に向けて、地域の福祉ニーズに応える継続的な実践を展開していく。
- 国や都道府県・市町村への政策提言を行うとともに、実践内容を評価し、制度改正や改善に向けた一層の働きかけを行う。

7. 地域共生社会への理解を広げ、参加を促進する

- 子ども一人ひとりが、大切にされ、愛されて育つ地域共生社会は、社会全体に活気をもたらし、国際的な取り組みがすすむ「SDGs（持続可能な開発目標）」の「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現につながるものである。乳児院はそのことを念頭に孤立防止、コミュニティづくりに取り組む。
- 「乳幼児総合支援センター」の実現を図り、「ともに生きる豊かな地域社会」づくりに積極的に関与、貢献していく。

8. 災害に備える

- 乳幼児は「社会的弱者」として災害時に大きな被害を受けるリスクが高い。平時から災害に備え、防災体制を整備し、災害時の対応（職員配置の増、夜間体制の改善）を強化するとともに、住民の支援や協力が必要な機関であることへの地域の理解促進を図る。
- 地震などの自然災害や大規模な感染症などの発生時における福祉実践の困難さを踏まえ、こうした災害への「備え」の充実も念頭に、国や自治体とともに災害時の支援体制の構築に向けた議論を重ね、体制整備を図る。